開 会 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前ですが、昨日の報告第7号大槌町地域公共交通網形成計画の策定に係る報告について、当局から補足の答弁の申し出がありましたので発言を認めます。町長。

○町長(平野公三君) 私のほうから、昨日の公共交通網形成計画の説明について、補足 説明をさせていただきます。

バスの便数を削減するための計画ではないかといった議員の発言がありました。

本計画は、地域公共交通活性化再生法に基づく法定計画の位置づけとして、将来にわたり公共交通を維持していくために、計画を策定したものであります。決して、バスの便数の削減を目的に計画を策定したものではないことを申し上げたいと思います。

現在は、応急仮設住宅があることにより、被災地特例の補助金を財源に今の便数の運行を実現しておりますが、近い将来、応急仮設住宅がなくなり、被災地特例の補助金もなくなることから、適正な運行便数を考える必要があります。

本計画では、運賃収入、補助金や交付税、町の単独費の収入を予測した上で、将来に わたり継続してバスの運行が可能となるよう、バスの運行可能台数等を考慮した便数と なっているものであります。なお、区画整理地内への住宅再建補助金等の100万円の使 い道と本計画についての発言がありましたけれども、政策目的が異なることであり、そ れがこの交通網に関することに対して影響があるものではないことを申し添えたいと思 います。

日程第1 議案第48号 大槌町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定について

- 0 —

○議長(小松則明君) 日程第1、議案第48号大槌町農地災害復旧事業分担金徴収条例の 制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。 ○産業振興部長(藤原賢悦君) 議案第48号大槌町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制

次のページをお開きください。

定について御説明申し上げます。

第1条は、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関する事項を定め、 対象事業は個人資産である農地の災害復旧事業に限定することとしてございます。 第2条及び第3条は、受益者からの分担金の額と賦課及び徴収について規定をしてございます。

第4条は、分担金の徴収猶予、減免について規定したものでございます。

第5条は、条例の施行に関し必要な事項について、町長に委任するものでございます。 また、条例の施行日は公布の日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第48号大槌町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第49号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第2、議案第49号大槌町町税条例等の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第49号大槌町町税条例等の一部を改正する条例について 御説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

第1条、大槌町町税条例の一部改正中、附則第5条については、控除対象配偶者の定 義の変更に伴う規定の整備であります。

下段から3ページ上段にかけての第2条、大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正中、附則第5条については、軽自動車税のグリーン化特例の2年延長に伴う所要の規定の整備であります。

なお、附則については、第1条は施行期日、第2条は町民税に関する経過措置の規定 であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第49号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第50号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第3、議案第50号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第50号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除 に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をごらん願います。

第2条課税免除の適用について、改正前、平成29年3月31日を、改正後、平成33年3月31日とし、4年期限延長する改正であります。

なお、附則については、施行期日等の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第50号復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改 正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

______O ____

日程第4 議案第51号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第4、議案第51号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(才川拓美君) 議案第51号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただいて、条例案をお開き願います。

改正により新たに加えることとする条例附則第13条は、介護保険法施行令附則第19条第1項において、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができることとされたことから、平成29年度における保険料率の特例を定めるものであります。

また、附則第1項は、この条例は公布の日から施行しようとするものであり、附則第2項は、改正後の条例附則第13条の規定は平成29年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によることとするものであります。

以上が大槌町介護保険条例の一部を改正する条例案の内容でございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第51号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 本案は原案とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にか かる基準を定める条例の一部を改正する条例について

 \circ -

○議長(小松則明君) 日程第5、議案第52号大槌町地域包括支援センターの包括的支援 事業の実施にかかる基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま す。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(才川拓美君) 議案第52号大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の 実施にかかる基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

1枚おめくりいただいて、条例案をお開き願います。

第1条は、介護保険法の一部改正に伴い所要の整備を行うものであります。

また、第3条は、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義が明確化されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

最後に附則第1項は、この条例は公布の日から施行しようとするものであり、附則第2項は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令において経過措置が設けられたことに伴い、本条例に所要の経過措置を設けるものであります。

以上が大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる基準を定める条 例の一部を改正する条例案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 特に問題とすることではないような気もしますけども、ちょっと お聞きしたいんです。

研修を修了したものっていうのが、今度は支援専門員っていう名前になったわけですね。それで、私自動車の検査っていうことで、ちゃんと資格指名を受けないとこういう専門員にはならないと。ただ終了しただけではならないっていう、そういう場合もあるわけなんですが、この辺の専門員と終了したものの違いを少し説明していただけますか。

- ○議長(小松則明君) 民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) お答えいたします。

地域包括支援センターに置くこととされております常勤職員として、主任介護支援専門員という職種がございます。主任介護支援専門員につきましては、主任介護支援専門員研修という研修を受講したものとされているところでございまして、この主任介護支援専門員は、平成28年度から更新制が新たに導入されたところでございます。

平成28年度に更新制が導入された際に、一度国の省令も改正されているところでございますが、その改正時の国の省令の規定が明確でなかった点がございましたことから、 今回新たに定義を明確化するための省令改正が行われたところでございます。

それに伴いまして、今回この条例の改正によって、何かこの主任介護支援専門員制度 に改正があったということではございませんけれども、省令の文言の規定が改正された ことに伴いまして条例の文言もあわせて整備をするというものでございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) 自動車のことをちょっと……今の質問の内容なんですけども、試験を受けて合格しても、自動車検査員っていうのではないんです、車のほうでは。試験を受けたからじゃなく、事業所に入ってそこで指名されて検査員っていうことになったもんですから、いろいろ指名したりしなかったりそういう状況があるのかなと思って違いを聞いたわけですが、今の説明でわかりました。
- ○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第52号大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

_ 0 ____

日程第6 議案第53号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第6、議案第53号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。 改正の内容は、別表第3条関係の町営住宅等の名称に大町町営住宅と大町第2町営住

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

宅を、所在地にそれぞれ大槌町大町を追加するものです。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第53号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

日程第7 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第54号工事請負契約の締結についてを議題といた します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

- ○復興局長(那須 智君) 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、 安渡地区及び小枕・伸松地区他第1期工事。
 - 2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長、五十嵐勝美です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。

変更前の契約金額231億5,979万4,950円を、103億7,226万9,510円増額して335億3,206万4,460円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成29年5月26日に行っております。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、詳細設計が完了した一部事業について、設計成果に基づき事業費を変更するものです。

それぞれの事業の詳細設計成果による変更の増減額は、表のとおりであります。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) この工事契約の変更、今回設計変更または精査によって大幅に増額となったわけですけど、これは事業の進捗に伴いこういう形で大きく金額が変更になったのは理解しております。ただ、この後、あらかたこの工事は、進捗を見るとおおよそ完成に近いのかなというところを考えたときに、今後の変更っていうのは予想されるのかどうかその辺をお尋ねします。
- ○議長(小松則明君) 復興推進課長。

○復興推進課長(中野智洋君) 今回の変更以降の今後の変更のあり方についてという御質問かと思いますが、今回の変更は、あくまでも詳細設計が一部完了したものについて反映した事業の変更ということになっております。

今後ですけれども、吉里吉里地区ないし赤浜地区、安渡地区の区画整理事業の詳細設計がまだ全部完了していないということがありますので、そこのところについてまだ変更があるのかなというふうに考えております。また、その際にはインセンティブ基準価格のほうの再設定ということで、条件のアッパーを決定するような形になると思いますけれども、それでもって町のほうの予定価格を設定することになります。

その後で、コストアンドフィーの考え方で、そのインセンティブ基準価格の範囲の中で施工を行っていただいて、最終的には町の予定価格の範囲の中で工事を完了していただくということになりますので、そのときに発生した差額について、減額変更でもって精算を行うという形になろうかと思います。よって、少なくともあと2回の変更はあるのかなというふうに考えているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) この事業の話が出るたびに話をするんですが、以前にも申し上げましたが、既に引き渡しになっていて家が建っているのに街灯がないっていう話。これは、担当課から聞くと、夏ごろにはつくっていうことで、それはそれでいいんですけれども、徐々に引き渡しになって家が建ち始めています。この前の復興の役員会の中でも出ましたが、この工事の予算の中でやるものか、コミュニティーのほうでやるのかちょっと確認をさせてください。

住んで、生活して、なりわいがつくられていくと、例えば大槌町が仮称でA団地とか B団地という名前をつけていますよね。住んでいる人の気持ちになれば、いつまでもA なのか、Bなのかっていうことがあるわけですよ。土地の地名を生かした何とか団地っていう名称がいいんじゃないかとかっていうのが、やはり住んでいれば住んでいるほど 住民の声のほうが高くなっていきます。

そうなったときに、この事業の中で名称が決まるのであれば、きちっとした名称を決めてもらえればその看板をつけるのか、それともコミュニティーの再生のほうで、なりわいに起因するところだからコミュニティの予算のほうで手当てするのかとか、その名称のあり方と、あと、どうしても、例えば吉里吉里C団地は、国道に直結して直角に曲がるところで大きなカーブに近く、非常に危ないんですよ。間口が狭いもんだから、ど

こだって急ブレーキを踏む。それが追突の原因になる。なので、あそこにはぜひ、C団地が変わって名称ができたときには、きちっと看板をつけてほしいというのが地域の声としてあるんですけれども、その予算の確保とか、そういう方向性とかっていうのをちょっとお聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 復興局長。
- ○復興局長(那須 智君) 今は確かに仮称で、何々団地、例えば吉里吉里の場合には A・B・C・D団地というふうになってございます。実際その中における住所について は、所要の変更は行ってございます。ただ団地の名前については、あくまでもあれは仮 称でございますので、逆に地区の方々のほうで決めていただければ、その名前を正式に 決定させていただきたいと思ってございます。

看板についてですが、45号のところだと思うんですが、その部分については、もしその必要があれば、予算を講じて、またこれとは別の形で単独費で発注したいと。今回の街灯のほうも、このCMとは別に現在発注の準備段階に入っていまして、縦覧をかけて、この防集団地と区画整理の街灯も今発注をかけているところでございます。これについても、また別予算ということで、そういったものはできるだけ単独で工事をかけて早く進めていきたいというふうに考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 別枠で、単独で整備するということで安心しました。

なぜかっていうと、やっぱり愛着がないと、せっかくそこに終の棲家として、高い費用をかけて家を再建したっていう人が、いつまでも仮称ということもないだろうし、やっぱり住民のほうからもそういう声が出ているということは、逆に言ったらいいことだと思うんですね。それを後押しして、どうぞ懇談会を設けてもらって名称が決まったら報告くださいと、それを正式名称にするし看板も設置しますということをね。何も2軒、3軒のところ、それを団地というかわかりませんけれども、あらかた大体10区画ぐらいのところは、団地と表してもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

- ○議長(小松則明君) その他質疑はございますか。阿部俊作君。
- ○8番(阿部俊作君) すいません、土木工事はちょっとあれなんですけども……。高くなったのが、半端な額じゃないですよね。これ自体は、かさ上げ工事が終わって、今度は別な設計で、下水とか水道とかその分が追加になるっていうそういう考え方もあ

るんですけれども、最初はやっぱりどういうまち、どういう水道、下水の配置、そういう設計はやっていたと思うんですけども、詳細設計っていうのはどういうものなんでしょうか。細かい寸法を出したっていう、最後に詳細っていうのは細かい寸法を出してこういうふうに決めたっていう、そういうことになるのか。

私からすれば、最初にやっぱりどういうまちをつくるか、どこにどういう道路をつくるか、電柱、街灯そういうものが入ってのまちづくりの設計かなと思っているんですけども、その辺ちょっともしわかれば。

- ○議長(小松則明君) 詳細設計の意味ということですね。(「はい」の声あり)復興推進課長。
- ○復興推進課長(中野智洋君) 議員お尋ねの詳細設計の内容についてということになりますけども、当初契約の段階では概略設計ということで、例えば下水道でいくとモデル地区を設定して、メーター当たりの単価とか、そういったものを算出して、それに全体で行われるであろう一定の条件下のもとでもって、こういった町がつくる道路ができるであろうとか、そういったところを予測してですね、それをメーター単価において概算工事費を算出してまいりました。

詳細設計において、実際の長さが何メートル何十センチであるとか、深さがどのぐらいの深さに入れないと、自然流下で流れないものであるとか、そういった詳細のところを計画して、詳細設計をしていって、その成果を反映したものが今回の変更という形になっております。

○議長(小松則明君) 進行いたします。質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第54号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 0 -

日程第8 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第8、議案第55号工事請負契約の締結についてを議題といた します。 提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

- ○復興局長(那須 智君) 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、 安渡地区及び小枕・伸松地区他第2期工事。
 - 2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長五十嵐勝美です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。

変更前の契約金額10億4,830万5,240円を、6,460万8,840円増額して、11億1,291万4,080円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成29年5月26日に行っております。

参考資料をごらんください。

変更理由は、詳細設計が完了した一部事業について、設計成果に基づき事業費を変更するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第55号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 0 -

日程第9 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題といた します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) 1、契約の目的、沢山地区内水排除工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町安渡1丁目6番3号、有限会社岩間建設工業、代表取締役岩間公人です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。

変更前の契約金額、8,616万2,400円を705万7,800円増額して、9,322万200円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成29年9月26日に行っております。

次に参考資料をお開きください。

工事場所、上閉伊郡大槌町沢山地区地内。

変更理由は、隣接する復興事業等の調整により、一部排水計画の変更が生じたため、設計内容を変更するものであります。

排水流域図・嵩上げ図重ね図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第56号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- \circ -

日程第10 議案第57号財産の取得について

- ○議長(小松則明君) 日程第10、議案第57号財産の取得についてを議題といたします。 提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 議案第57号財産の取得について御説明いたします。

財産の品名は、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ付積載車でございます。

取得の数量は、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付積載車1台でございます。 取得の方法は、指名競争入札。

取得金額は、3,672万円。

契約の相手方は、岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社文林商会三陸営業所、

所長阿部和也でございます。

次ページ、資料をお開き願います。

入札年月日は、平成29年5月26日。

指名業者は、消防機器取扱実績のある5社を指名しております。

なお、別添では取得経緯及び車両の仕様を記載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。 (「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。 討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第57号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の皆様、当局の皆さん、暑い場合には上着を脱ぐことを許可いたします。

---- \circ -

日程第11 議案第58号 財産の取得について

- ○議長(小松則明君) 日程第11、議案第58号財産の取得についてを議題といたします。 提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。
- ○復興局長(那須 智君) 1、契約の目的、大槌町災害公営住宅買取事業(町方地区) 災害公営住宅。
 - 2、契約の方法、随意契約。
 - 3、契約金額、3億3,985万4,400円。
 - 4、契約の相手方、岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号、大和ハウス工業株式会社岩手支店、支配人櫻下信。

次のページの物件目録をお開きください。

物件の種類は、災害公営住宅。

住戸タイプは、戸建3DK5戸、同じく戸建4DK3戸、長屋2DK、Aタイプ7戸、同じく長屋2DK、Bタイプ6戸。

構造規模は、木造2階並びに木造平屋。

総戸数21戸。

総建築面積、約1,185平方メートル。

総延べ床面積が、約1,269平方メートルになります。

工区ごと、それぞれの位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第58号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第59号 町道の路線認定及び廃止について

○議長(小松則明君) 日程第12、議案第59号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長(那須 智君) それでは次ページの別紙をお開きください。

今回御審議いただく路線は、新しく認定する新町大町3号線並びに大町4号線と、廃 止する新町大町1号線でございます。

認定路線図と認定廃止図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

議案第59号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 平成29年度大槌町一般会計補正予算(第1号)を定め

ることについて

○議長(小松則明君) 日程第13、議案第60号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第1号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第60号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第1号)を 定めることについて御説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方交付税1項地方交付税、補正額2,966万2,000円は、震災復興特別交付 税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額6,427万2,000円は、地方創生推進交付金及び公立社会教育施設災害復旧費補助金等であります。

3項委託金、補正額216万5,000円は、カリキュラムマネジメント事業補助金であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額600万円は、保育所等整備交付金であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額8,388万4,000円は、財政調整基金繰入金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

19款諸収入4項雑入、補正額500万円は、自治総合センターコミュニティ助成金であります。

20款町債1項町債、補正額4,510万円は、斎場整備事業債及び防災行政無線整備事業債等であります。

2ページをお開き願います。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額39万7,000円は、番号制度システム改修業 務委託料であります。

7 項地方創生費、補正額2,129万7,000円は、大槌型教育プロジェクト協議会運営業務 委託料及び地域コミュニティーの活性化と飲食店起業の機会を創出する大槌キッチンカ ープロジェクト事業費等であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額500万円は、臼沢自治会及び安渡町内会において、 地域活動の備品整備等に対するコミュニティ助成事業補助金であります。

2項児童福祉費、補正額5,000万円は、国の補助単価の改正等に伴う保育所等整備事

業補助金であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額2,300万円は、不動産鑑定等の成果に伴う斎場整備に係る用地買収費であります。

7款商工費1項商工費、補正額1,197万1,000円は、吉里吉里海岸の海水浴場開設事業業務委託料及び観光ビジョン策定事業業務委託料であります。

9 款消防費1項消防費、補正額1,360万円は、防集団地等の完成に伴い整備する防災 行政無線デジタル子局整備工事であります。

10款教育費2項小学校費、補正額216万5,000円は、小学校からの英語授業の導入に関し調査研究を行うカリキュラム・マネジメント事業報償費であります。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費、補正額5,019万3,000円は、仮称御社地エリア復興拠点施設に整備する図書館の備品及び図書購入費等であります。

15款復興費3項復興政策費、補正額4,496万円は、平成29年度版の生きた証を発行する印刷事業費及び鎮魂の森基本計画策定業務委託料等であります。

9項復興防災費、補正額1,350万円は、安渡避難ホールに整備する備品購入費であります。

3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、追加。

事業、斎場整備事業。期間、平成29年度から平成32年度まで。限度額、1億7,600万円。

4ページをお開きください。

第3表地方債補正。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、 当初予算と同様のため省略させていただきます。

地方創生推進交付金事業、限度額850万円。

防災行政無線整備事業、限度額1,360万円。

5ページをお願いいたします。

変更。

起債の目的、斎場整備事業。補正前、限度額4,300万円。補正後、限度額6,600万円。 起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため省略させていただきます。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。
 - 3ページをお開きください。
 - 第2表債務負担行為補正、追加。進行いたします。
 - 4ページ、第3表地方債補正、追加。進行いたします。
 - 5ページ、変更。進行いたします。8ページをお開きください。
 - 歳入。9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。
 - 13款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。
 - 3項委託金。進行いたします。
 - 14款県支出金2項県補助金。進行いたします。
 - 17款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。
 - 9ページに入ります。
 - 19款諸収入4項雑入。進行いたします。
 - 20款町債1項町債。進行いたします。
 - 10ページ入ります。
 - 歳出に入ります。2款総務費1項総務管理費。進行いたします。
 - 7項地方創生費。進行いたします。
 - 3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。
 - 2項児童福祉費。
 - 11ページに入ります。
 - 4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。
 - 7款商工費1項商工費。芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 委託料で観光ビジョン策定事業業務委託料、890万ほどあります けれども、これはどこに業務を委託して観光ビジョンを策定させる計画なんでしょう。
- ○議長(小松則明君) 産業振興部長。
- ○産業振興部長(藤原賢悦君) こちらのほうは、委託先からの企画提案を用いて、そこを委託先として選ぶ予定としておりますので、まだ委託先は決まっておりません。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) プロポーザルをさせて、その中から中身のいいところを採用して 契約をするっていう中身でいいですよね。
 - 我々も議員視察とか、いろんな視察先でやっぱり小規模というか、人口減少……そう

いうところに行ったときに、やはりその観光産業、交流人口の拡大で、役所は役所の役割があったり、観光協会は観光協会の、商工会は商工会の役割があったりする中で、やはり去年の軽井沢もそうだったんですが、ものすごく熱意をもって自分の町のPRだったり特産品だったり、いずれそれで外貨というか収入を得ないと成り立っていかないという緊迫感がすごいんですよ。軽井沢って一見何かすごいなって感じしますけれども、並々ならない努力をやっぱりしています。

大槌が今後まちづくりをして、やっぱり人を呼びたい、いいところがあるよといったって、ほかの人に伝わらないわけですね。そういうときに、リーフレットだったりPRだったりホームページだったりが、非常に大事だと思うので、ここはやっぱりその産業振興部長はものすごく優秀でことしから来られていますので、プロポーザルをきちっと精査しながら、やっぱりここの会社に任せるっていうか、丸投げではだめなんでしょうけども、いろんなビジョンを聞いた中でやっぱり熱意のあるところを採用していただいて、町のいいところをどんどんPRするようなものを、何かこうありきたりのパンフレットをつくってビジョンですよって出されても、それで人が来ないのはわかり切っているから、何を発信したら人が来るのかをよく精査をして、事業を精査していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 要望でよろしいですね。(「はい」という声あり)進行いたします。
 - 9款消防費1項消防費。及川 伸君。
- ○10番(及川 伸君) 防災費の工事請負費、防災行政無線デジタル子局整備工事費についてなんですが、約1,300万、これはどこの地区の整備に係る費用なのか。それから年度で3,300万かけていますが、これは全体を全て網羅したという考え方でよろしいのか。この2点について伺います。
- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 1点目でございます。本年度の予定地区でございます。

今年度対象として考えておりますのは、団地整備になっております小枕地区、もう1 つは末広町、新町エリアといいますか、末広町災害公営住宅等、今住宅が建っておりますので、あのエリアに情報を流すということで考えておりますし、もう1点目は、吉里吉里の望陽ヶ丘でございます。震災にかかわらず、以前から行政無線が聞こえにくいというエリアでございましたので、喫緊に対応が必要と判断し、この3地区を考えており

ます。なお30年度につきましても、この整備を進めてまいりたいと考えているところで ございます。

先ほど3,335万6,000円の補正前の額ということでしたが、こちらは防災行政無線の部分での補正前の額ではなくて、あくまでも消防費の中の当初予算の額ということで、御理解のほうをいただきたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 及川 伸君。
- ○10番(及川 伸君) わかりました。

それで、ちょっと話は変わるんですけれども、先般北朝鮮がミサイルを頻繁に打ち始めて、国のほうでJアラートを使っていろいろと情報を日本全国に通達していると思うんですが、これは一斉感知して防災無線機を通じて町民に情報提供されるというものなのか。それからもしそうであれば、テストが余り行われていないような気がしますが、その必要性があるのかないのか、今後の予定を含めてお聞きします。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 議員御指摘のとおり、たび重なる発射という事態でございまして、議員おっしゃったとおり、Jアラート、あとはエムネットのシステムを使いまして、国のほうでそれを感知した際に、直接着弾もしくは上空を通過するとか、危険な状況にあると判断された場合に、政府のほうから防災行政無線を通じて、Jアラートですごい音が鳴るようでございます。

かなり危機感を持たせるようなサイレン音が鳴りまして、そのあと頑丈な建物内に避 難してくださいとかですね、はっきり申しまして、なかなかミサイル、ミサイルという 言い方はあれかもしれないですが、それがなかなか着弾となると手のうちようがないと 言ったら語弊があるかもしれませんが、なかなかそういう状況ですので、まずは安全を 確保していただくという旨の放送が流れるということで御理解いただきたいと思います。

またテストにつきましても、定期的に国のほうからいついつJアラートの試験を行いますという通知をいただきまして、それにあわせて、定期的な点検といいますか、行われております。

ただ、基本的に先ほど申しましたがすごいサイレン音が鳴りますので、外部のほうに というよりも内部で感知がされるかどうかとか、そういったものを適時、定期的に検査 を行っているという状況でございます。

○議長(小松則明君) 及川 伸君。

○10番(及川 伸君) それで確認ですが、その情報の提供っていうのは、国からスルーされるというようなイメージでよろしいでしょうか。 Jアラートの無線、デジタル無線のほうのシステムを使って、その時間帯に情報のほうが、このシステムを使って情報がスルーされるというようなイメージでいいのかどうか。

それから、今回、小枕、末広町、望洋ヶ丘、この地区の整備ということになりますが、 残された地区はあるのかどうか。そこに対する整備のほうは早急に、もしあったとすれ ば早くやらなきゃいけないと思うんですけど、その辺の考え方について伺います。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) すみません、私の説明があれかもしれません。

スルーというか、国のほう、政府のほうで着弾の可能性のあるエリアになると、そのエリアに政府のほうで要はスイッチを押すといいますか、鳴らすというか、要は政府のほうで判断してそのエリアに防災行政無線を通じて、こちらが関与することなく、もう流れるということで御理解のほうをいただきたいと思います。

ということは裏を返せば、私もこういった緊迫感を持ってミサイル発射等がありますので、Jアラートはどういった状況ということで確認したところ、こういうのは語弊があるかもしれませんが、要はそのサイレンが鳴って、流れるということは、もう危険が迫っていると判断したほうが間違いないと。可能性が高いエリアにしかならないということで、御理解のほうをいただきたいと思います。

また、平成30年度の部分につきましても、先ほど議員御指摘のとおり、急がなければならないという危機感をもって当然対応しておりますが、まずは対象地区は6カ所程度を考えており、程度というか6カ所を考えております。この6カ所と今回の部分を含めると、町内の現時点での防災行政無線がなかなか聞こえにくいというエリアを解消できるということで、事業者のほうと調査した上で行っているということで、御理解いただきたいと思います。

対象地区といたしましては、町方エリア、あとは安渡の港町、新港町周辺、また、二渡神社の裏の防集団地周辺、吉里吉里の盛り土をしなかったというか、ちょっとうまく説明できないんですけど、松橋さんというかOTSさんというか、あの辺の付近のほうにも聞こえるようにするということ。あと浪板のほうでは海水浴場というか、浪板の海のほうがなかなか聞こえにくいという状況であるようですので、浪板。あとは小鎚地区の三枚堂も、公営住宅等当然整備されておりますので、三枚堂地区ということで整備を

図ってまいりたいと思っております。

整備の仕方ですが、支柱を全て建てるということではなくて、利用できる支柱は利用して、今はスピーカーの性能も結構いいものも出ているということもあるようですので、スピーカーの変更というか、出力の精度の高いものというかですね、そういったものに変更しつつ、整備をしてまいりたいという状況でございます。

○議長(小松則明君) 進行いたします。

10款教育費2項小学校費。進行いたします。

11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費。進行いたします。

12ページに入ります。

15款復興費3項復興政策費。芳賀 潤君。

- ○13番(芳賀 潤君) 鎮魂の森が、実施計画の中にもあるとおり、計画どおり基本計画、測量が進むというようなことなんですが、町方もどんどん整備されていて、いよいよ鎮魂の森の整備に取りかかるんだと。当初、実施計画の中にあったタイムテーブルもあると思うんですが、今のところの事業見通し、29年度で基本計画、30年度で実施なのかそこら辺の見通し、そしていつから建設する予定なのかを含めて、よろしくお願いします。
- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 鎮魂の森の今後の整備の予定ですけれども、まず今年 度は予算書のほうにあるとおり基本計画等を策定して、あとは測量関係のほうを進めて まいります。来年度、30年度に、基本設計、実施設計等を行って、早ければ31年度内に は着手したいというふうに考えております。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 何でもそうなんですが、箱物をつくったり公園を整備したりする ときというのは、やっぱ外観のイメージだったり、やはり議会の中でも出て行きやすい というような雰囲気、あとは余り暗くならないように、誰しもが気軽に行きながらって いうようなイメージを持っています。

そういうときに、基本計画だったり、さっきプロポーザルっていう話があったんだけ ど、プロポーザルをして全体的に見て審査委員の方がこれであればというような方式を とられる予定なのか。それとも、あくまでも単価でいくのか、そこら辺の考えがあれば お聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 鎮魂の森の整備に当たっての住民合意形成の進め方ということなんですけども、まずはこの事業を進めるために、役場組織内でまずプロジェクトチームを昨年度3月ごろ設立しております。というのは、鎮魂の森については、関係する排水路であったりだとか、道路であったりだとか、あとはそのほか郷土財利用関係であったり、関係する部署等が多岐にわたるということもありますので、庁内でのそういった政策に関する意思疎通を図るためのまずプロジェクトチームを設置しております。そのほかに、今年度これからですね、小学校・中学校・高校等々、まずはワークショップを開催していきたいと。これについては、それぞれ1回ずつと考えております。そのほかに、住民とのワークショップは2回程度を考えております。

それに加えて、鎮魂の森の整備に当たっての委員会組織を立ち上げまして、この基本 計画に対しての審査とか、評価とかといったことをやりながら、計画をつくっていきた いというふうに考えております。

- ○議長(小松則明君) 下村義則君。
- ○2番(下村義則君) 私も鎮魂の森について、2点ほどお伺いいたします。

委託料なんですけども、下のほうの約4,000万のほうの業務委託料は、総事業費に対して何%とかっていうのはあるんですか。

あともう一つは、基本計画策定ということで業務委託料が200万と4,000万ほどありますが、これは基本ということで、先ほど詳細がまた出てくれば、またこれも補正が出てくるのか。2点ほどお伺いいたします。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) まず1点目の全体事業費に対して何%かというようなお話でございますけれども、まずこの測量調査業務委託料の3,995万円ですけれども、まず鎮魂の森の敷地を今約2~クタールぐらいと考えております。2~クタールの中で、必要な地質調査等、6カ所のボーリング調査を予定して、全部で7カ所ですね、7カ所のボーリング調査を予定しているというところと、あと測量については、基準点測量というものを10カ所程度、あとそれから路線測量については140メートル程度。路線測量というのは、勾配関係を測定するための測量だというふうに思ってもらえればよろしいと思います。あと現地測量と言って、周辺関係の境界等を決めるための測量で2~クタールといったところを考えておりまして、そのための調査業務委託ということで3,995

万円ということになります。

全体事業費ですけれども、全体事業費についてはまだ決まっておりませんので、寄附金等でいただいているのが今2億3,000万円ほどございますけれども、それらは活用していって工事等を進めていくということになろうかと思います。

今後は、今の段階だとまだ基本計画であったりだとかということになっておりますけれども、今後詳細設計等も始まりますので、それはそれでまた復興交付金等の事業を活用して、調査業務のほうに入っていく予定で、今、国のほうと調整を始めているというような状況でございます。

- ○議長(小松則明君) 工事設計に対して何パーセントかということについて。総合政策 課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 全体事業費がまだ確定しておりませんので、何パーセントかというのは、今のところちょっと……。
- ○議長(小松則明君) 復興局長、それについてお答え願います。復興局長。
- ○復興局長(那須 智君) これはですね、全体事業費に対するパーセンテージで出している調査費ではございませんので、実際に積算して、積み上げ方式によって出している調査の額でございます。
- ○議長(小松則明君) 進行いたします。9項復興防災費。東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 復興防災費のところでお尋ねをいたします。 これは公民館に器具類を購入するということなんでしょうけど、これの詳細について どういうものを購入する予定なのかをお尋ねいたします。
- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) こちらは復興交付金の効果促進事業を使っている関係上、ど うしても、当然、避難というか防災の観点の備品整備となります。一応予定しているも のにつきましては、会議用の備品ということで、折り畳み椅子やテーブル、ホワイトボ ード、展示パネル等でざいます。あわせて収納用備品ということで、石油ストーブ、洗 濯機、おむつ替え台、授乳用椅子などを整備していくという予定でございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) 今回震災があって、全国から多くの物資をいただきました。その中には、冷蔵庫であったり、車椅子であったり、もちろんテーブル類や椅子もあったや

に思っております。

それで一般質問の中でも先日お話しましたが、旧小鎚小学校の中には、冷蔵庫であったりいろんな器具類が入っております。こういったものの活用策は考えてはいないのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 今回はその活用ということではなく、あくまでも購入効果促進で認められている部分でございますので、そちらのほうで整備をしていきたいと考えております。

また旧小鎚小学校に備えられている備品等につきましても、当然、失礼な言い方になるかもしれませんが壊れているものとかですね、あとはやっぱり時間が経ってちょっと使えるような状態でないものとかですね、その辺も、当然あると考えておりますので、うちのほうの4階にある書庫とかですね、そういったものもございます。

そういったところなども含め、順次整備といいますか、使えるもの使えないものの、 順次その辺の仕分けといいますか、そういったものも進めていかなきゃならないという ことで、今現在取り組んでいるという状況でございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅 守君。
- ○7番(東梅 守君) ぜひせっかくあるものですので、有効に活用されるというのが望ましいだろうと思います。あのままだと、本当にどんどん使えなくなっていくものが増えていくので、結局は廃棄処分という形になるかと思います。使えるものはどんどん、それぞれの地域の集会施設であったりそういうところに、必要なところに配置する。それから、整備して使えるものはなるだけむだなく使えるような形を早急にとっていただいて、あのまま置いておくとどんどん傷んでしまうのかなというふうに感じております。ぜひ早急に動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第60号平成29年度大槌町一般会計補正予算(第1号)を定めることについてを採 決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分 ———— ○ ———

開

再

午前11時14分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

追加日程についてお諮りいたします。

ただいま議員派遣についてが追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し議題とすることに 決定いたしました。

追加日程第1 議員の派遣について

○議長(小松則明君) 追加日程第1、議員の派遣についてを議題といたします。

—— O —

本件については、議会運営委員会で調整されておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、大槌町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付の平成29年度議員派遣一覧表のとおり本議会から議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、本議会から別紙のとおり議員を 派遣することに決定いたしました。

○議長(小松則明君) 以上で、本定例会に付議されました議案審議は全て終了いたしま した。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第2回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時16分

上記平成29年第2回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員